

別紙 1

「森林組合模範定款例（出資組合の場合）」（昭和 53 年 7 月 26 日付け 53 林野組第 157 号農林水産事務次官依命通知）新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
森林組合模範定款例（出資組合の場合）	森林組合模範定款例（出資組合の場合）
<p>(公告の方法)</p> <p>第 6 条 (略)</p> <p>② <u>出資一口の金額の減少、合併又は分割（吸収分割又は新設分割をいう。以下同じ。）をする場合には、</u>官報に公告するものとする。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 第 1 項の規定による方法により公告をする場合には、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して公告をしなければならない。</p> <p>1 <u>出資一口の金額の減少、合併又は分割の公告</u> 公告に定める異議を述べることができる期間を経過する日（ただし、当該期間は 1 月を下ることができない。）</p> <p>2 (略)</p> <p>「備考」</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>出資一口の金額の減少、合併又は分割をする場合に、</u>知っている債権者に対して各別に催告する組合にあっては、第 3 項を削除し、第 4 項を第 3 項とし、本条の次に次の 1 条を加える。</p> <p>第 6 条の 2 <u>出資一口の金額の減少、合併又は分割をする場合には、</u>前条第 2 項に規定する官報の公告のほか、知っている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。</p> <p>(組合員の資格)</p>	<p>(公告の方法)</p> <p>第 6 条 (略)</p> <p>② <u>総会において出資一口の金額の減少又は合併を議決したときは、</u>官報に公告するものとする。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 第 1 項の規定による方法により公告をする場合には、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して公告をしなければならない。</p> <p>1 <u>出資一口の金額の減少又は合併の公告</u> 公告に定める異議を述べることができる期間を経過する日（ただし、当該期間は 1 月を下ることができない。）</p> <p>2 (略)</p> <p>「備考」</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>総会において第 2 項の議決をしたときに、</u>知っている債権者に対して各別に催告する組合にあっては、第 3 項を削除し、第 4 項を第 3 項とし、本条の次に次の 1 条を加える。</p> <p>第 6 条の 2 <u>総会において出資一口の金額の減少又は合併を議決したときは、</u>前条第 2 項に規定する官報の公告のほか、知っている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。</p> <p>(組合員の資格)</p>

改 正 後	現 行
<p>第7条 (略)</p> <p>② 次に掲げる者は、この組合の正組合員となることができる。</p> <p>1 この組合の地区内にある（〇アール以上の）森林の森林所有者である個人（当該個人の推定相続人で当該個人が森林所有者である森林についてその委託を受けて森林の経営を行うものうち、当該個人が指定する者（以下「後継者」という。）を含む。以下同じ。）</p> <p>2 この組合の地区に隣接する市町村にある（〇アール以上の）森林の森林所有者である個人であって、この組合の地区内に住所を有するもの</p> <p>3 この組合の地区内にある森林の森林所有者である生産森林組合又は（〇アール以上）の森林の森林所有者である法人（生産森林組合を除く。）</p> <p>4 この組合の地区に隣接する市町村にある森林の森林所有者である生産森林組合又は（〇アール以上の）森林の森林所有者である法人（生産森林組合を除く。）であって、この組合の地区内に住所を有するもの</p> <p>③ 次に掲げる者は、この組合の准組合員となることができる。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この組合の地区内において林業を行う者又はこれに従事する者で、この組合の事業を利用することが相当であると認められるもの（前項各号及び前号に掲げる者を除く。）</p> <p>3 この組合からその事業に係る物資の供給又は役務の提供を継続して受けている者でこの組合の事業を利用することが相当であると認められるもの（前項各号及び前2号に掲げる者を除く。）</p> <p>④ 組合員になろうとする者が組合員である資格を有するか否か明らかでないときは、理事会の決議によってこれを決する。</p> <p>「備考」</p> <p>(1) 後継者の人数に制限を設ける組合にあつては、第2項第1</p>	<p>第7条 (略)</p> <p>② 次に掲げる者は、この組合の正組合員となることができる。</p> <p>1 この組合の地区内にある（〇アール以上の）森林の森林所有者たる個人（当該個人と同一の世帯に属する者で当該個人が森林所有者である森林についてその委託を受けて森林の経営を行うものうち、当該個人が指定する1人の者（以下「後継者」という。）を含む。以下同じ。）</p> <p>2 この組合の地区に隣接する市町村にある（〇アール以上の）森林の森林所有者たる個人であって、この組合の地区内に住所を有するもの</p> <p>3 この組合の地区内にある森林の森林所有者たる生産森林組合又は（〇アール以上）の森林の森林所有者たる法人（生産森林組合を除く。）</p> <p>4 この組合の地区に隣接する市町村にある森林の森林所有者たる生産森林組合又は（〇アール以上の）森林の森林所有者たる法人（生産森林組合を除く。）であって、この組合の地区内に住所を有するもの</p> <p>③ 次に掲げる者は、この組合の准組合員となることができる。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この組合の地区内において林業を行う者又はこれに従事する者で、この組合の事業を利用することが相当であると認められるもの（前項各号及び前号に掲げる者を除く。）</p> <p>3 この組合からその事業に係る物資の供給又は役務の提供を継続して受けている者でこの組合の事業を利用することが相当であると認められるもの（前項各号及び前2号に掲げる者を除く。）</p> <p>④ 組合員になろうとする者が組合員たる資格を有するか否か明らかでないときは、理事会の議決によってこれを決する。</p> <p>「備考」</p> <p>(新設)</p>

改 正 後	現 行
<p>号中「当該個人が指定する者」を「当該個人が指定する者（ただし、〇人を超えることができない。）」に改める。</p> <p>(2) 法人に面積制限を設けない組合にあっては、第2項第3号及び第4号中「又は（〇アール以上の）森林の森林所有者である法人（生産森林組合を除く。）」を「その他の法人」に改める。</p> <p>(加入)</p> <p>第8条 この組合の組合員になろうとする者は、氏名又は名称及び住所並びに引き受けようとする出資口数を記載した加入申込書を組合に提出しなければならない。この場合においては、暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）又は暴力団員等がその事業活動を支配する者に該当しないことの表明及び将来にわたっても該当しないことの確約を記載しなければならない。</p> <p>② 後継者にあっては、加入申込書に当該森林所有者の推定相続人であること、当該森林所有者の委託を受けて森林の経営を行うものであること及び当該森林所有者が指定する者であることを証する書面を添付しなければならない。</p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>「備考」 (略)</p> <p>(相続加入)</p> <p>第10条 組合員の相続人であって、組合員である資格を有するもの（相続人であって組合員である資格を有するものが数人あるときは、相続人の同意をもって選定された1人の相続人）が相続開始後90日以内にこの組合に加入の申出をしたときは、相続開始の時に組合員</p>	<p>法人に面積制限を設けない組合にあっては、第2項第3号及び第4号中「又は（〇アール以上の）森林の森林所有者たる法人（生産森林組合を除く。）」を「その他の法人」に改める。</p> <p>(加入)</p> <p>第8条 この組合の組合員になろうとする者は、氏名又は名称及び住所並びに引き受けようとする出資口数を記載した加入申込書を組合に提出しなければならない。この場合においては、暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）又は暴力団員等がその事業活動を支配する者に該当しないことの表明並びに将来にわたっても該当しないことの確約を記載しなければならない。</p> <p>② 後継者にあっては、加入申込書に当該森林所有者の委託を受けて森林の経営を行うものであること及び当該森林所有者が指定する1人の者であることを証する書面を添付しなければならない。</p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>「備考」 (略)</p> <p>(相続加入)</p> <p>第10条 組合員の相続人であって、組合員たる資格を有するもの（相続人であって組合員たる資格を有するものが数人あるときは、相続人の同意をもって選定された1人の相続人）が相続開始後90日以内にこの組合に加入の申出をしたときは、相続開始の時に組合員になったも</p>

改 正 後	現 行
<p>になったものとみなす。この場合には、被相続人の持分についての権利義務を承継する。</p> <p>(届出義務)</p> <p>第12条 組合員がその資格を失い、又は氏名若しくは名称、住所、組合員である法人の定款若しくは役員若しくは組合員である団体の規約若しくは役員の変更があったときは、直ちにその旨をこの組合に届け出なければならない。</p> <p>(除名)</p> <p>第14条 組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議を経てこれを除名することができる。この場合には、その組合員に対し総会の日の7日前までにその旨を通知し、総会において弁明する機会を与えなければならない。</p> <p>1～5 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(出資義務及び出資の最高限度)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>② この組合に現物出資をする組合員の氏名、出資の目的である財産及びその価額並びにこれに対して与える出資口数は、別表のとおりとする。</p> <p>(出資口数の減少)</p> <p>第19条 組合員は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ書面により組合に通知し、理事会の決議を経て、事業年度末においてその出資口数を減少することができる。</p> <p>(分担金)</p>	<p>のとみなす。この場合には、被相続人の持分についての権利義務を承継する。</p> <p>(届出義務)</p> <p>第12条 組合員がその資格を失い、又は氏名若しくは名称、住所、組合員たる法人の定款若しくは役員若しくは組合員たる団体の規約若しくは役員の変更があったときは、直ちにその旨をこの組合に届け出なければならない。</p> <p>(除名)</p> <p>第14条 組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経てこれを除名することができる。この場合には、その組合員に対し総会の日の7日前までにその旨を通知し、総会において弁明する機会を与えなければならない。</p> <p>1～5 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(出資義務及び出資の最高限度)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>② この組合に現物出資をする組合員の氏名、出資の目的たる財産及びその価額並びにこれに対して与える出資口数は、別表のとおりとする。</p> <p>(出資口数の減少)</p> <p>第19条 組合員は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ書面により組合に通知し、理事会の議決を経て、事業年度末においてその出資口数を減少することができる。</p> <p>(分担金)</p>

改 正 後	現 行
<p>第23条 この組合が森林組合法（以下「法」という。）第25条〔分担金〕の規定により員外者に分担金を課するため同条第1項の認可を受けようとするときは、あらかじめ総会の<u>決議</u>を経なければならない。</p> <p>（資本準備金）</p> <p>第26条 この組合は、次の各号に掲げる金額を資本準備金として積み立てるものとする。</p> <p>（削る。）</p> <p><u>1・2</u> （略）</p> <p><u>3</u> <u>分割差益</u></p> <p>4 （略）</p> <p>② （略）</p> <p>（任意積立金）</p> <p>第27条 （略）</p> <p>② 任意積立金は、損失の填補又はこの組合の事業の改善発達のための支出に充てるものとする。ただし、総会の<u>決議</u>による場合は、この限りでない。</p> <p>（職員退職給付引当金）</p> <p>第28条 （略）</p> <p>② 職員退職給付規程は、理事会の<u>決議</u>により定める。</p> <p>（持分の払戻し）</p> <p>第31条 （略）</p> <p>② （略）</p> <p>③ <u>脱退した組合員が、この組合に対して払い込むべき債務を有する</u></p>	<p>第23条 この組合が森林組合法（以下「法」という。）第25条〔分担金〕の規定により員外者に分担金を課するため同条第1項の認可を受けようとするときは、あらかじめ総会の<u>議決</u>を経なければならない。</p> <p>（資本準備金）</p> <p>第26条 この組合は、次の各号に掲げる金額を資本準備金として積み立てるものとする。</p> <p><u>1</u> <u>第30条の規定により算定した持分で、払戻しをしないものの額及び法第39条〔時効〕の規定によりその払戻請求権が時効によって消滅したものの額</u></p> <p><u>2・3</u> （略）</p> <p>（新設）</p> <p>4 （略）</p> <p>② （略）</p> <p>（任意積立金）</p> <p>第27条 （略）</p> <p>② 任意積立金は、損失の填補又はこの組合の事業の改善発達のための支出に充てるものとする。ただし、総会の<u>議決</u>による場合は、この限りでない。</p> <p>（職員退職給付引当金）</p> <p>第28条 （略）</p> <p>② 職員退職給付規程は、理事会の<u>議決</u>により定める。</p> <p>（持分の払戻し）</p> <p>第31条 （略）</p> <p>② （略）</p> <p>（新設）</p>

改 正 後	現 行
<p><u>ときは、組合は第1項の規定により払い戻すべき額と相殺するものとする。</u></p> <p>「備考」 (略)</p> <p>(代表理事)</p> <p>第34条 組合を代表すべき理事は、理事会の<u>決議</u>により理事のうちから選任する。</p> <p>(組合長、専務理事及び常務理事)</p> <p>第35条 理事のうちから組合長1人を理事会の<u>決議</u>により選任する。 ただし、<u>正組合員である個人及び正組合員である生産森林組合の理事</u>以外の者から選出された理事は、組合長となることができない。</p> <p>② 専務理事及び常務理事は、必要に応じ、理事会の<u>決議</u>により理事のうちから選任することができる。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 専務理事は組合長を補佐してこの組合の業務を処理し、あらかじめ理事会の<u>決議</u>により定められた順位に従い、組合長に事故あるときはその職務を代理し、組合長欠員のときはその職務を行う。</p> <p>⑤ 常務理事は、組合長及び専務理事を補佐してこの組合の業務を処理し、あらかじめ理事会の<u>決議</u>により定められた順位に従い、組合長及び専務理事に事故あるときはその職務を代理し、組合長及び専務理事欠員のときはその職務を行う。</p> <p>(理事の職務等)</p> <p>第37条の2 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ <u>民法(明治29年法律第89号)第108条の規定は、前項の承認を受けた同項各号の取引については、適用しない。</u></p> <p>④ <u>第2項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取</u></p>	<p>「備考」 (略)</p> <p>(代表理事)</p> <p>第34条 組合を代表すべき理事は、理事会の<u>議決</u>により理事のうちから選任する。</p> <p>(組合長、専務理事及び常務理事)</p> <p>第35条 理事のうちから組合長1人を理事会の<u>議決</u>により選任する。 ただし、<u>正組合員たる個人及び正組合員たる生産森林組合の理事</u>以外の者から選出された理事は、組合長となることができない。</p> <p>② 専務理事及び常務理事は、必要に応じ、理事会の<u>議決</u>により理事のうちから選任することができる。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 専務理事は組合長を補佐してこの組合の業務を処理し、あらかじめ理事会の<u>議決</u>により定められた順位に従い、組合長に事故あるときはその職務を代理し、組合長欠員のときはその職務を行う。</p> <p>⑤ 常務理事は、組合長及び専務理事を補佐してこの組合の業務を処理し、あらかじめ理事会の<u>議決</u>により定められた順位に従い、組合長及び専務理事に事故あるときはその職務を代理し、組合長及び専務理事欠員のときはその職務を行う。</p> <p>(理事の職務等)</p> <p>第37条の2 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(新設)</p> <p>③ <u>前項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引</u></p>

改 正 後	現 行
<p>引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。</p> <p>(監事の職務) 第37条の3 (略) ②～⑩ (略) ⑪ 前項の細則は、総会の<u>決議</u>を経なければならない。</p> <p>(役員 の損害賠償責任等) 第38条 (略) ②～④ (略) 「備考」 <u>(1) 役員との間で補償契約を締結する組合にあっては、本条の次に次の1条を加える。</u> <u>(補償契約)</u> <u>第38条の2 組合が、役員に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を組合が補償することを約する契約(以下この条において「補償契約」という。)の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。</u> <u>1 当該役員が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用</u> <u>2 当該役員が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失</u> <u>イ 当該損害を当該役員が賠償することにより生ずる損失</u> <u>ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失</u> <u>② 組合は、補償契約を締結している場合であっても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができな</u></p>	<p>引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。</p> <p>(監事の職務) 第37条の3 (略) ②～⑩ (略) ⑪ 前項の細則は、総会の<u>議決</u>を経なければならない。</p> <p>(役員 の損害賠償責任等) 第38条 (略) ②～④ (略) (新設)</p>

改 正 後	現 行
<p><u>い。</u></p> <p><u>1 前項第1号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分</u></p> <p><u>2 組合が前項第2号の損害を賠償するとすれば当該役員が組合に対して前条第1項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分</u></p> <p><u>3 役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があったことにより前項第2号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部</u></p> <p><u>③ 補償契約に基づき第1項第1号に掲げる費用を補償した組合が、当該役員が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は組合に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知ったときは、当該役員に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。</u></p> <p><u>④ 補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。</u></p> <p><u>⑤ 第37条の2第2項及び第3項の規定は、組合と理事との間の補償契約については、適用しない。</u></p> <p><u>⑥ 民法第108条の規定は、第1項の決議によってその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。</u></p> <p><u>(2) 役員のために役員賠償責任保険契約を締結する組合にあっては、本条の次に次の1条を加える。</u></p> <p><u>(役員のために締結される保険契約)</u></p> <p><u>第38条の2 組合が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、役員を被保険者とするもの(第3項において「役員賠償責任保険契約」</u></p>	

改 正 後	現 行
<p>という。)の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。</p> <p>② 第37条の2第2項及び第3項の規定は、組合が保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、理事を被保険者とするものの締結については、適用しない。</p> <p>③ 民法第108条の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該契約が役員賠償責任保険契約である場合には、第1項の決議によってその内容が定められたときに限る。</p> <p>(役員報酬)</p> <p>第40条 理事及び監事の報酬その他の給与は、総会の決議によって定める。 「備考」 (略)</p> <p>(総会の招集)</p> <p>第43条 組合長は、理事会の決議を経て毎事業年度1回〇月又は〇月に通常総会を招集する。</p> <p>② 組合長は、次に掲げる場合に理事会の決議を経て臨時総会を招集する。 1～3 (略)</p> <p>③・④ (略) 「備考」 (略)</p> <p>(総会の招集手続)</p>	<p>(役員報酬)</p> <p>第40条 理事及び監事の報酬その他の給与は、総会の議決によって定める。 「備考」 (略)</p> <p>(総会の招集)</p> <p>第43条 組合長は、理事会の議決を経て毎事業年度1回〇月又は〇月に通常総会を招集する。</p> <p>② 組合長は、次に掲げる場合に理事会の議決を経て臨時総会を招集する。 1～3 (略)</p> <p>③・④ (略) 「備考」 (略)</p> <p>(総会の招集手続)</p>

改 正 後	現 行
<p>第44条 総会を招集する場合には、理事会の決議により次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 <u>総会参考書類に記載すべき事項（森林組合法施行規則第78条等に定める事項のほか、定款の変更に関する議案を提出する場合には、その変更の理由及び内容）</u></p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>② (略)</p> <p>③ <u>前項の通知には、第1項各号に掲げる事項を記載することとし、併せて、正組合員に対し、次に掲げる事項を記載した議決権行使書面を交付しなければならない。</u></p> <p>1 <u>各議案についての賛否（棄権の欄を設ける場合にあっては、棄権を含む。）を記載する欄</u></p> <p>2 <u>一人の組合員が同一の議案につき重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける、当該組合員の議決権の行使の取扱に関する事項</u></p> <p>3 <u>議決権の行使の期限</u></p> <p>(削る。)</p>	<p>第44条 総会を招集する場合には、理事会の決議により次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 <u>次に掲げる事項が総会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要</u></p> <p>イ <u>役員を選任</u></p> <p>ロ <u>役員報酬等</u></p> <p>ハ <u>定款の変更</u></p> <p>ニ <u>合併</u></p> <p>ホ <u>法第108条の3第1項に定める森林組合連合会の権利義務の承継</u></p> <p>② (略)</p> <p>③ <u>前項の通知には、第1項各号に掲げる事項を記載しなければならない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>「備考」</p> <p>(1) <u>総会の招集を電磁的方法により通知する場合にあっては、第3項中「記載し」を「記載し、又は記録し」に改め、同項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。</u></p> <p>③ <u>組合長は、前項の書面による通知の発出に代えて、組合員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができ</u></p>

改 正 後	現 行
<p>「備考」</p> <p>(1) 総会の招集の通知を電磁的方法により発する場合は、第3項中「前項」を第2項に改め、同項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。</p> <p>③ 組合長は、前項の書面による通知の発出に代えて、組合員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。</p> <p>第4項の次に次の1項を加える。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(2) 第51条の2〔書面による議決権の行使〕の規定において、書面による議決権の行使に代えて、電磁的方法による行使を認め</p>	<p>る。</p> <p>(2) 書面をもって議決権を行うことができる旨を第51条の2〔書面による議決権の行使〕に規定する場合は、第1項第3号を次のように改める。</p> <p>3 総会参考書類に記載すべき事項（森林組合法施行規則に定める事項のほか、定款の変更に関する議案を提出する場合には、その変更の理由及び内容）</p> <p>また、第3項を次のように改める。</p> <p>③ 前項の通知には、第1項各号に掲げる事項を記載することとし、併せて、正組合員に対し、次に掲げる事項を記載した議決権行使書面を交付しなければならない。</p> <p>1 各議案についての賛否（棄権の欄を設ける場合にあっては、棄権を含む。）を記載する欄</p> <p>2 一人の組合員が同一の議案につき重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける、当該組合員の議決権の行使の取扱いに関する事項</p> <p>3 議決権の行使の期限</p> <p>(注)</p> <p>総会の招集の通知を電磁的方法により発する場合は、第3項の次に次の1項を加える。</p> <p>(新設)</p> <p>④ (略)</p> <p>(3) 第51条の2〔書面による議決権の行使〕の規定において、書面による議決権の行使に代えて、電磁的方法による行使を認</p>

改 正 後	現 行
<p>ることを規定した場合にあっては、<u>本条の備考（１）</u>を次のように改める。</p> <p>（削る。）</p> <p>（削る。）</p> <p>（１） （略）</p> <p>4 （略）</p> <p><u>第3項中「前項」を第2項に改め、同項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。</u></p> <p><u>③ 組合長は、前項の書面による通知の発出に代えて、組合員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。</u></p> <p><u>第4項の次に次の2項を加える。</u></p> <p><u>⑤・⑥ （略）</u></p> <p><u>（1の2） 第51条の2において議決権を重複して行使した場合の取扱いに関する事項を定めない場合は、第1項中最後となる号に次の1号を加える。</u></p>	<p>めることを規定した場合にあっては、<u>第1項第3号</u>を次のように改める。</p> <p><u>3 総会参考書類に記載すべき事項（森林組合法施行規則に定める事項のほか、定款の変更に関する議案を提出する場合には、その変更の理由及び内容）</u></p> <p><u>また、第3項を次のように改める。</u></p> <p><u>③ 前項の通知には、第1項各号に掲げる事項を記載することとし、併せて、正組合員に対し、次に掲げる事項を記載した議決権行使書面を交付しなければならない。</u></p> <p><u>1 各議案についての賛否（棄権の欄を設ける場合にあっては、棄権を含む。）を記載する欄</u></p> <p><u>2 一人の組合員が同一の議案につき重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける、当該組合員の議決権の行使の取扱いに関する事項</u></p> <p><u>3 議決権の行使の期限</u></p> <p><u>（注）</u></p> <p>（１） （略）</p> <p>4 （略）</p> <p><u>また、本条に次の2項を加える。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p><u>④・⑤ （略）</u></p> <p><u>（2） 第51条の2において議決権を重複して行使した場合の取扱いに関する事項を定めない場合は、第1項第3号の次に次の1号を加える。</u></p>

改 正 後	現 行
<p>○ 一人の組合員が同一の議案につき重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける、当該組合員の議決権の行使の<u>取扱い</u>に関する事項</p> <p>(3) 電磁的方法をもって議決権を行うことができる旨を第51条の2〔電磁的方法による議決権の行使〕に規定する<u>場合</u>にあっては、<u>本条の備考（1）</u>を次のように改める。</p> <p>（削る。）</p> <p>（削る。）</p> <p>(1) 総会の招集の通知を電磁的方法により発する場合は、<u>第3項中「前項」を第2項に改め、同項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。</u></p> <p>③ <u>組合長は、前項の書面による通知の発出に代えて、組合員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。</u></p> <p><u>第4項の次に次の2項を加える。</u></p>	<p><u>4</u> 一人の組合員が同一の議案につき重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける、当該組合員の議決権の行使の<u>取扱い</u>に関する事項</p> <p>(4) 電磁的方法をもって議決権を行うことができる旨を第51条の2〔電磁的方法による議決権の行使〕に規定する<u>場合は、第1項第3号</u>を次のように改める。</p> <p><u>3 総会参考書類に記載すべき事項（森林組合法施行規則に定める事項のほか、定款の変更に関する議案を提出する場合には、その変更の理由及び内容）</u></p> <p><u>また、第3項を次のように改める。</u></p> <p>③ <u>前項の通知には、第1項各号に掲げる事項を記載することとし、併せて、正組合員に対し、次に掲げる事項を記載した議決権行使書面を交付しなければならない。</u></p> <p><u>1 各議案についての賛否（棄権の欄を設ける場合においては、棄権を含む。）を記載する欄</u></p> <p><u>2 一人の組合員が同一の議案につき重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける、当該組合員の議決権の行使の取扱いに関する事項</u></p> <p><u>3 議決権の行使の期限</u></p> <p>(注)</p> <p>(1) 総会の招集の通知を電磁的方法により発する場合は、<u>本条に次の2項を加える。</u></p> <p>(新設)</p>

改 正 後	現 行
<p>⑤・⑥ (略)</p> <p><u>(1の2) 第51条の2において議決権を重複して行使した場合の取扱に関する事項を定めない場合は、第1項第3号の次に次の1号を加える。</u></p> <p>4 一人の組合員が同一の議案につき重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける、当該組合員の議決権の行使の取扱に関する事項</p> <p><u>(4) 第51条の2を規定しない場合は、本条の備考(1)を次のように改める。</u></p> <p><u>(1) 第1項第3号を次のように改める。</u></p> <p>3 <u>次に掲げる事項が総会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要</u></p> <p>イ <u>役員を選任</u></p> <p>ロ <u>役員を報酬等</u></p> <p>ハ <u>事業譲渡</u></p> <p>ニ <u>定款の変更</u></p> <p>ホ <u>合併</u></p> <p>ヘ <u>分割</u></p> <p>ト <u>法第108条の3第1項に定める森林組合連合会の権利義務の承継</u></p> <p><u>第3項を次のように改める。</u></p> <p>③ <u>前項の通知には、第1項各号に掲げる事項を記載しなければならない。</u></p> <p><u>(1の2) 総会の招集を電磁的方法により通知する場合は、第3項を次のように改める。</u></p> <p>③ <u>組合長は、前項の書面による通知の発出に代えて、組合員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。</u></p>	<p>④・⑤ (略)</p> <p><u>(2) 第51条の2において議決権を重複して行使した場合の取扱いに関する事項を定めない場合は、第1項第3号の次に次の1号を加える。</u></p> <p>4 一人の組合員が同一の議案につき重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける、当該組合員の議決権の行使の<u>取扱い</u>に関する事項</p> <p>(新設)</p>

改 正 後	現 行
<p><u>第3項の次に次の1項を加える。</u></p> <p>④ <u>第2項の通知には、第1項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。</u></p> <p>(総会の定足数)</p> <p>第45条 総会は、正組合員の2分の1以上が出席しなければ議事を開いて<u>決議</u>することが出来ない。</p> <p>② 前項に規定する正組合員の出席がないときは、組合長は、20日以内に更に総会を招集しなければならない。この場合には、前項の規定にかかわらず、議事を開き<u>決議</u>することができる。ただし、第50条各号〔<u>特別決議事項</u>〕に掲げる事項についてはこの限りでない。</p> <p><u>(総会の決議事項)</u></p> <p>第46条 次に掲げる事項は、総会の<u>決議</u>を経なければならない。</p> <p>1～5 (略)</p> <p><u>6 事業の全部の譲渡又は第2条第1項第1号から第4号まで若しくは第6号から第8号まで若しくは第11号に掲げる事業の全部若しくは一部の譲渡</u></p> <p><u>7～12 (略)</u></p> <p><u>13 この組合が加入している森林組合連合会の合併又は分割について同意すること</u></p> <p><u>14～16 (略)</u></p> <p>② 前項<u>第15号</u>の株式の取得、出資又は出えんについては、この組合の事業運営に及ぼす影響が軽微なものと認められるものは、前項の規定にかかわらず、理事会においてこれを決する。</p> <p>(緊急議案)</p> <p>第47条 総会においては、出席した正組合員の3分の2以上の同意を得たときに限り、第44条の規定によりあらかじめ通知した事項以外</p>	<p>(総会の定足数)</p> <p>第45条 総会は、正組合員の2分の1以上が出席しなければ議事を開いて<u>議決</u>することが出来ない。</p> <p>② 前項に規定する正組合員の出席がないときは、組合長は、20日以内に更に総会を招集しなければならない。この場合には、前項の規定にかかわらず、議事を開き<u>議決</u>することができる。ただし、第50条各号〔<u>特別議決事項</u>〕に掲げる事項についてはこの限りでない。</p> <p><u>(総会の議決事項)</u></p> <p>第46条 次に掲げる事項は、総会の<u>議決</u>を経なければならない。</p> <p>1～5 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>6～11 (略)</u></p> <p><u>12 この組合が加入している森林組合連合会の合併について同意すること</u></p> <p><u>13～15 (略)</u></p> <p>② 前項<u>第14号</u>の株式の取得、出資又は出えんについては、この組合の事業運営に及ぼす影響が軽微なものと認められるものは、前項の規定にかかわらず、理事会においてこれを決する。</p> <p>(緊急議案)</p> <p>第47条 総会においては、出席した正組合員の3分の2以上の同意を得たときに限り、第44条の規定によりあらかじめ通知した事項以外の</p>

改 正 後	現 行
<p>の事項についても<u>決議</u>することができる。ただし、第50条各号〔<u>特別決議事項</u>〕に掲げる事項はこの限りでない。</p> <p>「備考」</p> <p>役員を選出につき、選任の方法を採用する組合にあっては、<u>本条ただし書中「第50条各号〔特別決議事項〕に掲げる事項」の次に「及び役員を選任（第38条の2及び法第113条第2項の規定による改選を除く。）」を加えること。</u></p> <p><u>（特別決議事項）</u></p> <p>第50条 次に掲げる事項は、総正組合員の半数以上が出席する総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数で決しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (略) 2 <u>解散、合併又は分割</u> 3 (略) 4 <u>事業の全部の譲渡又は第2条第1項第1号から第4号まで若しくは第6号から第8号まで若しくは第11号に掲げる事業の全部の譲渡</u> 5 <u>法第49条の3第4項の規定による責任の免除</u> 	<p>事項についても<u>議決</u>することができる。ただし、第50条各号〔<u>特別議決事項</u>〕に掲げる事項はこの限りでない。</p> <p>「備考」</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>代理人をもって議決権を行うことができる旨を第51条に規定する場合は、「出席した正組合員」の次に「（代理人による者を除く。）」を加える。</u> (2) <u>書面による議決権の行使を行うことができる旨を第51条の2に規定する場合は、「出席した正組合員」の次に「（書面による者を除く。）」を加えること。</u> <p><u>（注）</u></p> <p><u>書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことを認める場合にあっては、「（書面による者を除く。）」を「（書面又は電磁的方法による者を除く。）」に改める。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (3) <u>電磁的方法による議決権の行使を行うことができる旨を第51条の2に規定する場合は、「出席した正組合員」の次に「（電磁的方法による者を除く。）」を加える。</u> <p><u>（特別議決事項）</u></p> <p>第50条 次に掲げる事項は、総正組合員の半数以上が出席する総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数で決しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 (略) 2 <u>解散又は合併</u> 3 (略) <p>(新設)</p> <ol style="list-style-type: none"> 4 <u>法第49条の3第4項の規定による責任の免除</u>

改 正 後	現 行
<p>「備考」 (略)</p> <p>(議決権の行使)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>② <u>正組合員は、第44条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、代理人をもって議決権を行うことができる。</u></p> <p>③ <u>前項の規定により議決権を行う者は、出席者とみなす。</u></p> <p>④ <u>第2項の代理人は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</u></p> <p>1 <u>正組合員</u></p> <p>2 <u>その組合員と同じ世帯に属する成年者</u></p> <p>3 <u>その組合員の森林を管理する成年者</u></p> <p>⑤ <u>代理人は、5人以上の正組合員を代理することができない。</u></p> <p>⑥ <u>代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。</u></p> <p>⑦ <u>組合は、総会の日から3月間、代理権を証明する書面をその主たる事務所に備えて置かなければならない。</u></p> <p>⑧ <u>正組合員は、組合の業務時間内は、いつでも、代理権を証明する書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる。</u></p> <p>⑨ <u>組合は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。</u></p> <p>1 <u>当該請求を行う正組合員(以下この項において「請求者」という。)がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。</u></p> <p>2 <u>請求者が組合の業務の遂行を妨げ、又は組合員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。</u></p> <p>3 <u>請求者が代理権を証明する書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。</u></p> <p>4 <u>請求者が、過去2年以内において、代理権を証明する書面の閲</u></p>	<p>「備考」 (略)</p> <p>(議決権の行使)</p> <p>第51条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改 正 後	現 行
<p><u>覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。</u> (削る。)</p> <p>「備考」</p> <p>(1) 代理権を証する書面の提出に代えて電磁的方法による証明を認める組合は、<u>第7項から第9項まで</u>を次のように改める。</p> <p>⑦・⑧ (略)</p> <p>⑨ (略)</p> <p><u>本条に次の1項を加える。</u></p>	<p>「備考」</p> <p>(1) <u>総会の招集の通知によりあらかじめ通知のあった事項につき、代理人をもって議決権を行うことができることとする組合は、本条に次の7項を加える。</u></p> <p>② <u>正組合員は、第44条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、代理人をもって議決権を行うことができる。</u></p> <p>③ <u>前項の規定により議決権を行う者は、出席者とみなす。</u></p> <p>④ <u>第2項の代理人は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</u></p> <p>1 <u>正組合員</u></p> <p>2 <u>その組合員と同じ世帯に属する成年者</u></p> <p>3 <u>その組合員の森林を管理する成年者</u></p> <p>⑤ <u>代理人は、4人以下の正組合員を代理することができる。</u></p> <p>⑥ <u>代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。</u></p> <p>⑦ <u>組合は、総会の日から3月間、代理権を証明する書面をその主たる事務所に備えて置かなければならない。</u></p> <p>⑧ <u>正組合員は、組合の業務時間内は、いつでも、代理権を証明する書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる。</u></p> <p>(注)</p> <p>代理権を証する書面の提出に代えて電磁的方法による証明を認める組合にあっては、<u>第7項及び第8項</u>を次のように改める。</p> <p>⑦・⑧ (略)</p> <p><u>本条に次の1項を加える。</u></p> <p>⑨ (略)</p>

改 正 後	現 行
<p>⑩ <u>組合は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。</u></p> <p>1 <u>当該請求を行う正組合員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。</u></p> <p>2 <u>請求者が組合の業務の遂行を妨げ、又は組合員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。</u></p> <p>3 <u>請求者が代理権を証明する書面の閲覧若しくは謄写又は前項第2号の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法により表示したものの閲覧若しくは謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。</u></p> <p>4 <u>請求者が、過去2年以内において、代理権を証明する書面の閲覧若しくは謄写又は前項第2号の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法により表示したものの閲覧若しくは謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。</u></p> <p>(2) <u>総会の招集の通知によりあらかじめ通知のあった事項につき、代理人をもって議決権を行うことができないこととする組合は、本条第2項から第9項までを削る。</u> (削る。)</p>	<p>(新設)</p> <p>(2) <u>総会の招集の通知によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面をもって議決権を行うことができることとする組合は、本条の次に次の1条を加える。</u> <u>(書面による議決権の行使)</u> <u>第51条の2 正組合員は、第44条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面をもって議決権を行うことができる。</u></p> <p>② <u>前項の規定により議決権を行う者は、出席者とみなす。</u></p> <p>③ <u>第1項の規定によって書面による議決権を行使しようとする正組合員は、あらかじめ通知のあった事項について、議決権行使書面にそれぞれ賛否を記入し、所定の欄に署名又は記名押印の上、総会の日の前日の業務時間の終了時（総会を招</u></p>

改 正 後	現 行
	<p><u>集する場合に定める事項として、理事会が特定の時（総会の日より前であって、総会の招集の通知を発したときから10日を経過した日以後の時に限る。）を定めた場合は、その特定の時）までに組合に提出しなければならない。</u></p> <p>④ <u>提出された議決権行使書面の取扱いに関する事項は、議決の公正が確保されるよう規約で定める。</u></p> <p>⑤ <u>組合は、総会の日から3月間、第3項の規定により提出された議決権行使書面をその主たる事務所に備えて置かなければならない。</u></p> <p>⑥ <u>正組合員は、組合の業務時間内は、いつでも、第3項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる。</u></p> <p><u>(注)</u></p> <p><u>書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことを認める組合にあつては、第4項から第6項までを次のように改める。</u></p> <p>④ <u>正組合員は、第1項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、組合の承諾を得て、議決権を電磁的方法により行うことができる。</u></p> <p>⑤ <u>前項の規定による電磁的方法による議決権の行使は、議決権行使書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を総会の日の前日の業務時間の終了時（総会を招集する場合に定める事項として、理事会が特定の時（総会の日より前であって、総会の招集の通知を発したときから10日を経過した日以後の時に限る。）を定めた場合は、その特定の時）までに電磁的方法により組合に提供して行わなければならない。</u></p> <p>⑥ <u>電磁的方法について必要な事項は、規約で定める。本条に次の3項を加える。</u></p>

改 正 後	現 行
	<p>⑦ <u>提出された議決権行使書面又は議決権行使書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録の取扱いに関する事項は、議決の公正が確保されるよう規約で定める。</u></p> <p>⑧ <u>組合は、総会の日から3月間、第3項の規定により提出された議決権行使書面又は第5項の規定により提供された事項を記録した電磁的記録をその主たる事務所に備えて置かなければならない。</u></p> <p>⑨ <u>正組合員は、組合の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。</u></p> <p>1 <u>第3項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写の請求</u></p> <p>2 <u>前項の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求</u></p> <p><u>[参考]</u></p> <p><u>一人の組合員が同一の議案につき重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける、当該組合員の議決権の行使の取扱いに関する事項を定款で定める場合は、各組合において、その取扱いを第6項の次に次の1項を加えて規定する。</u></p> <p><u>(記載例)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・最後に議決権行使したものを有効とする。</u> <u>・最初に議決権行使したものを有効とする。</u> <u>・当該議決権行使を無効とする。</u> <p>(3) <u>総会の招集の通知によりあらかじめ通知のあった事項につき、電磁的方法をもって議決権を行うことができることとする組合は、本条の次に次の1条を加える。</u></p> <p><u>(電磁的方法による議決権の行使)</u></p>

改 正 後	現 行
	<p><u>第51条の2 正組合員は、第44条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、組合の承諾を得て、電磁的方法をもって議決権を行うことができる。</u></p> <p>② <u>前項の規定により議決権を行う者は、出席者とみなす。</u></p> <p>③ <u>第1項の規定によって電磁的方法による議決権を行使しようとする正組合員は、あらかじめ通知のあった事項について、議決権行使書面に記載すべき事項を、総会の日の前日の業務時間の終了時（総会を招集する場合に定める事項として、理事会が特定の時（総会の日より前であって、総会の招集の通知を発したときから10日を経過した日以後の時に限る。）を定めた場合は、その特定の時）までに電磁的方法により組合に提供して行わなければならない。</u></p> <p>④ <u>電磁的方法について必要な事項は、規約で定める。</u></p> <p>⑤ <u>提供された議決権行使書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録の取扱いに関する事項は、議決の公正が確保されるよう規約で定める。</u></p> <p>⑥ <u>組合は、総会の日から3月間、第3項の規定により提供された事項を記録した電磁的記録をその主たる事務所に備えて置かなければならない。</u></p> <p>⑦ <u>正組合員は、組合の業務時間内は、いつでも、前項の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求をすることができる。</u></p> <p>○ <u>[参考]</u> <u>一人の組合員が同一の議案につき重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける当該組合員の議決権の行使の取扱いに関する事項を定款で定める場合は、各組合において、その取扱いを第4項の次に次の1項を加え</u></p>

改 正 後	現 行
<p><u>(書面による議決権の行使)</u></p> <p><u>第51条の2 正組員は、第44条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面をもって議決権を行うことができる。</u></p> <p><u>② 前項の規定により議決権を行う者は、出席者とみなす。</u></p> <p><u>③ 第1項の規定によって書面による議決権を行使しようとする正組員は、あらかじめ通知のあった事項について、議決権行使書面にそれぞれ賛否を記入し、所定の欄に署名の上、総会の日の前日の業務時間の終了時（総会を招集する場合に定める事項として、理事会が特定の時（総会の日より前であって、総会の招集の通知を発したときから10日を経過した日以後の時に限る。）を定めた場合は、その特定の時）までに組合に提出しなければならない。</u></p> <p><u>④ 提出された議決権行使書面の取扱に関する事項は、決議の公正が確保されるよう規約で定める。</u></p> <p><u>⑤ 組合は、総会の日から3月間、第3項の規定により提出された議決権行使書面をその主たる事務所に備えて置かなければならない。</u></p> <p><u>⑥ 正組員は、組合の業務時間内は、いつでも、第3項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる。</u></p> <p><u>⑦ 組合は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。</u></p> <p><u>1 当該請求を行う正組員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。</u></p> <p><u>2 請求者が組合の業務の遂行を妨げ、又は組員の共同の利益を</u></p>	<p><u>て規定する。</u></p> <p><u>(記載例)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・最後に議決権行使したものを有効とする。</u> <u>・最初に議決権行使したものを有効とする。</u> <u>・当該議決権行使を無効とする。</u> <p>(新設)</p>

改 正 後	現 行
<p><u>害する目的で請求を行ったとき。</u></p> <p>3 <u>請求者が第3項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。</u></p> <p>4 <u>請求者が、過去2年以内において、第3項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。</u></p> <p>「備考」</p> <p>(1) <u>書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことを認める組合は、第4項から第7項までを次のように改める。</u></p> <p>④ <u>正組合員は、第1項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、組合の承諾を得て、議決権を電磁的方法により行うことができる。</u></p> <p>⑤ <u>前項の規定による電磁的方法による議決権の行使は、議決権行使書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を総会の日の前日の業務時間の終了時（総会を招集する場合に定める事項として、理事会が特定の時（総会の日より前であって、総会の招集の通知を発したときから10日を経過した日以後の時に限る。）を定めた場合は、その特定の時）までに電磁的方法により組合に提供して行わなければならない。</u></p> <p>⑥ <u>電磁的方法について必要な事項は、規約で定める。</u></p> <p>⑦ <u>提出された議決権行使書面又は議決権行使書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録の取扱に関する事項は、決議の公正が確保されるよう規約で定める。</u></p> <p><u>本条に次の3項を加える。</u></p> <p>⑧ <u>組合は、総会の日から3月間、第3項の規定により提出された議決権行使書面又は第5項の規定により提供された</u></p>	

改 正 後	現 行
<p><u>事項を記録した電磁的記録をその主たる事務所に備えて置かなければならない。</u></p> <p>⑨ <u>正組合員は、組合の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。</u></p> <p>1 <u>第3項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写の請求</u></p> <p>2 <u>前項の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求</u></p> <p>⑩ <u>組合は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。</u></p> <p>1 <u>当該請求を行う正組合員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。</u></p> <p>2 <u>請求者が組合の業務の遂行を妨げ、又は組合員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。</u></p> <p>3 <u>請求者が第3項の規定により提出された議決権行使書面又は第5項の規定により提供された事項を記録した電磁的記録の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。</u></p> <p>4 <u>請求者が、過去2年以内において、第3項の規定により提出された議決権行使書面又は第5項の規定により提供された事項を記録した電磁的記録の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。</u></p> <p><u>(1の2) 書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことを認める組合にあっては、一人の組合員が同一の議案につき重複して議決権を行使し、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものである場合において、当該組合員の議決権の行使の取扱に関する事項を</u></p>	

改 正 後	現 行
<p><u>定款で定めるときは、その取扱を第6項の次に次の1項を加えて規定する。</u></p> <p><u>(記載例)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・最後に議決権行使したものを有効とする。</u> <u>・最初に議決権行使したものを有効とする。</u> <u>・当該議決権行使を無効とする。</u> <p><u>(2) 総会の招集の通知によりあらかじめ通知のあった事項につき、電磁的方法をもって議決権を行うことができることとする組合は、本条を次のように改める。</u></p> <p><u>(電磁的方法による議決権の行使)</u></p> <p><u>第51条の2 正組合員は、第44条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、組合の承諾を得て、電磁的方法をもって議決権を行うことができる。</u></p> <p><u>② 前項の規定により議決権を行う者は、出席者とみなす。</u></p> <p><u>③ 第1項の規定によって電磁的方法による議決権を行使しようとする正組合員は、あらかじめ通知のあった事項について、議決権行使書面に記載すべき事項を、総会の日の前日の業務時間の終了時（総会を招集する場合に定める事項として、理事会が特定の時（総会の日より前であって、総会の招集の通知を発したときから10日を経過した日以後の時に限る。）を定めた場合は、その特定の時）までに電磁的方法により組合に提供して行わなければならない。</u></p> <p><u>④ 電磁的方法について必要な事項は、規約で定める。</u></p> <p><u>⑤ 提供された議決権行使書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録の取扱に関する事項は、決議の公正が確保されるよう規約で定める。</u></p> <p><u>⑥ 組合は、総会の日から3月間、第3項の規定により提供された事項を記録した電磁的記録をその主たる事務所に備えて置かなければならない。</u></p>	

改 正 後	現 行
<p>⑦ <u>正組合員は、組合の業務時間内は、いつでも、前項の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求をすることができる。</u></p> <p>⑧ <u>組合は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。</u></p> <p>1 <u>当該請求を行う正組合員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。</u></p> <p>2 <u>請求者が組合の業務の遂行を妨げ、又は組合員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。</u></p> <p>3 <u>請求者が前項の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。</u></p> <p>4 <u>請求者が、過去2年以内において、前項の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき</u></p> <p>○</p> <p><u>(2の2) 総会の招集の通知によりあらかじめ通知のあった事項につき、電磁的方法をもって議決権を行うことができることとする組合にあっては、一人の組合員が同一の議案につき重複して議決権を行使し、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものである場合において、当該組合員の議決権の行使の取扱に関する事項を定款で定めるときは、その取扱を第4項の次に次の1項を加えて規定する。</u></p> <p><u>(記載例)</u></p> <p><u>・最後に議決権行使したものを有効とする。</u></p>	

改 正 後	現 行
<p>・最初に議決権行使したものを有効とする。 ・当該議決権行使を無効とする。</p> <p>(3) <u>総会の招集の通知によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は電磁的方法をもって議決権を行うことができないこととする組合は、本条を削る。</u></p> <p>(総代会) 第54条 (略)</p> <p>② 総代会において組合の解散又は合併の決議があったときは、組合長は、当該決議の日から10日以内に正組合員に当該決議の内容を通知しなければならない。</p> <p>③ 総代会において既に決議した事項について総会において更にこれを決議することができる。この場合において、総代会と異なる決議をしたときは、以後総会の決議に従う。</p> <p>「備考」</p> <p>(1) 総代会において役員を選出等を行わせない組合にあっては、第1項ただし書中「総代の選挙」の次に、その総代会に行わせない事項を加えること。この場合において解散及び合併の決議をさせない組合にあっては、第2項を削り、第3項を第2項とすること。</p> <p>(2) 第2項の決議に関し、総会の招集の請求に係る正組合員の同意の割合を5分の1を下回る割合に定める場合にあつては、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。</p> <p>③ 前項の決議に関し、正組合員が総正組合員の〇分の〇以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当該総代会の決議の日から1月以内に組合長に提出して、総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から3週間以内に総会を招集すべきことを決しなければならない。</p>	<p>(総代会) 第54条 (略)</p> <p>② 総代会において組合の解散又は合併の決議があったときは、組合長は、当該議決の日から10日以内に正組合員に当該議決の内容を通知しなければならない。</p> <p>③ 総代会において既に議決した事項について総会において更にこれを議決することができる。この場合において、総代会と異なる議決をしたときは、以後総会の議決に従う。</p> <p>「備考」</p> <p>(1) 総代会において役員を選出等を行わせない組合にあっては、第1項ただし書中「総代の選挙」の次に、その総代会に行わせない事項を加えること。この場合において解散及び合併の議決をさせない組合にあっては、第2項を削り、第3項を第2項とすること。</p> <p>(2) 第2項の決議に関し、総会の招集の請求に係る正組合員の同意の割合を5分の1を下回る割合に定める場合にあつては、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。</p> <p>③ 前項の決議に関し、正組合員が総正組合員の〇分の〇以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当該総代会の議決の日から1月以内に組合長に提出して、総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあった日から3週間以内に総会を招集すべきことを決しなければならない。</p>

改 正 後	現 行
<p>(総会の規定の準用)</p> <p>第59条 総代会には、この章に定めるもののほか、総会に関する規定を準用する。<u>この場合において、第51条第4項中「次の各号のいずれかに該当する者」とあるのは「他の正組合員」と、同条第5項中「5人以上の」とあるのは「2人以上の」と読み替えるものとする。</u></p> <p>〃 「備考」 総会において代理人をもって議決権を行うことができる旨を第51条に規定しない場合は、<u>本条中「この場合において、第51条第4項中「次の各号のいずれかに該当する者」とあるのは「他の正組合員」と、同条第5項中「5人以上の」とあるのは「2人以上の」と読み替えるものとする。」を削る。</u></p> <p>「備考」 (略)</p> <p><u>(理事会の決議事項)</u></p> <p>第59条の4 (略)</p> <p><u>(理事会の決議方法及び議長)</u></p> <p>第59条の6 (略)</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>⑥ <u>前項の議事録が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、森林組合法施行規則第112条に定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。</u></p> <p>⑦ 理事会の決議に参加した理事であって第5項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。</p> <p>⑧ 第5項の議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>。</p>	<p>(総会の規定の準用)</p> <p>第59条 総代会には、この章に定めるもののほか、総会に関する規定を準用する。</p> <p>「備考」 総会において代理人をもって議決権を行うことができる旨を第51条に規定する場合は、<u>本条に後段として「この場合において、第51条第4項中「次の各号のいずれかに該当する者」とあるのは「他の正組合員」と、同条第5項中「4人以下」とあるのは「1人」と読み替えるものとする。」を加える。</u></p> <p>「備考」 (略)</p> <p><u>(理事会の議決事項)</u></p> <p>第59条の4 (略)</p> <p><u>(理事会の議決方法及び議長)</u></p> <p>第59条の6 (略)</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>⑥ 理事会の決議に参加した理事であって<u>前項</u>の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。</p> <p>⑦ 第5項の議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>。</p>

改 正 後	現 行
<p>1～3 (略)</p> <p>4 議案別の<u>決議</u>の結果（可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）</p> <p>5～7 (略)</p> <p>8 <u>補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事の補償についての重要な事実の報告があったときは、その意見又は発言の内容の概要</u></p> <p>9・10 (略)</p> <p>「備考」 (略)</p>	<p>1～3 (略)</p> <p>4 議案別の<u>議決</u>の結果（可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）</p> <p>5～7 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>8・9 (略)</p> <p>「備考」 (略)</p> <p><u>(専用契約)</u></p>
<p><u>第61条 削除</u></p> <p>(員外利用)</p> <p>第62条 (略)</p> <p>② この組合は、<u>前項</u>の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、国、地方公共団体、国立研究開発法人森林研究・整備機構、〇〇造林公社又は森林組合法施行規則第1条第1項第4号に掲げる法人に第2条第1項第2号から第4号まで、第6号、第7号、第9号から第11号まで、第13号及び第14号に掲げる事業（同項第3号、第6号、第9号、第13号及び第14号に掲げる事業にあっては森林組合法施行規則第1条第1項第4号に掲げる法人に利用させる場合を除き、第9号に掲げる事業にあっては国及び地方公共団体に利用させる場合に限る。）並びにこれらの事業に附帯する事業を利用させることができる。</p> <p>③ この組合は、<u>第1項</u>の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、組合員が森林所有者である森林</p>	<p><u>第61条 この組合は、1年以内の期間において組合員が組合の事業の一部を専ら利用する旨の契約を組合員と締結することができる。</u></p> <p>② <u>前項の契約は、書面で行わなければならない。</u></p> <p>(員外利用)</p> <p>第62条 (略)</p> <p>② この組合は、<u>第1項</u>の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、国、地方公共団体、国立研究開発法人森林研究・整備機構、〇〇造林公社又は森林組合法施行規則第1条第1項第4号に掲げる法人に第2条第1項第2号から第4号まで、第6号、第7号、第9号から第11号まで、第13号及び第14号に掲げる事業（同項第3号、第6号、第9号、第13号及び第14号に掲げる事業にあっては森林組合法施行規則第1条第1項第4号に掲げる法人に利用させる場合を除き、第9号に掲げる事業にあっては国及び地方公共団体に利用させる場合に限る。）並びにこれらの事業に附帯する事業を利用させることができる。</p> <p>③ この組合は、<u>前項</u>の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、組合員が森林所有者である森林と一</p>

改 正 後					現 行				
<p>と一体として整備することが必要であると認められる森林（組合の地区内にあるものに限る。）に係る森林所有者に次に掲げる事業を利用させることができる。</p> <p>1・2 （略）</p> <p>④～⑦ （略）</p> <p>（預入れ先銀行及び金融債券等の種類）</p> <p>第69条 次に掲げる事項は、毎事業年度総会の<u>決議</u>を経なければならない。</p> <p>1～5 （略）</p> <p>（配当）</p> <p>第72条 （略）</p> <p>② （略）</p> <p>③ 前2項の配当は、その事業年度の剰余金処分案の<u>決議</u>をする総会の日において組合員である者について計算するものとする。</p> <p>④ （略）</p> <p>（別表）</p>					<p>と一体として整備することが必要であると認められる森林（組合の地区内にあるものに限る。）に係る森林所有者に次に掲げる事業を利用させることができる。</p> <p>1・2 （略）</p> <p>④～⑦ （略）</p> <p>（預入れ先銀行及び金融債券等の種類）</p> <p>第69条 次に掲げる事項は、毎事業年度総会の<u>議決</u>を経なければならない。</p> <p>1～5 （略）</p> <p>（配当）</p> <p>第72条 （略）</p> <p>② （略）</p> <p>③ 前2項の配当は、その事業年度の剰余金処分案の<u>議決</u>をする総会の日において組合員である者について計算するものとする。</p> <p>④ （略）</p> <p>（別表）</p>				
氏 名	出資の目的 である財産	価 額	出資口数	備 考	氏 名	出資の目的 たる財産	価 額	出資口数	備 考
現物出資をする組合員					現物出資をする組合員				